

ハ事業ヲ行フ

第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スルニ必要ナル活動ノ部門ヲ設キ必要ナ

目的イヌ

第七條 本組合ハ本組合ノ主要職務ニ其ノ主要ノ實現ヲ期スルニ以テ

第二章 目的及事業

第四條 本組合本指メ大洲市内ニ置キ支店ヲ市内各所ニ置キ

テ指メ建メ得

財々並ニ此式及金銀工業以テハ管轄者ヲ以テ官一一人會

テ協辦ス

第三條 本組合ハ大洲市ヲニ限ラズ金銀工業ニ對シテハ管轄者ヲ以

テ協辦ス 本組合ハ日本管轄同盟ニ加盟ス

第一條 本組合ハ大洲金銀管轄同盟ニ加盟ス

第一章 總則

日本管轄同盟入則金銀管轄同盟組合規則

- 一、爭議部
- 二、組織宣傳部
- 三、教育出版部
- 四、調査記録部
- 五、財政部
- 六、政治部

第三章 入會及退會

第七條 本組合ニ入會セントスルモノハ規定ノ様式ニ從ヒ入會金及會費一ヶ月分以上ヲ添ヘ本部又ハ最寄支部ニ申込ムベシ

第八條 本組合員ニシテ退會セントスル時ハ其理由ヲ明記シ組合員證及徽章ヲ添ヘテ所屬支部又ハ本部ニ届ケ出ズベシ

第四章 組合員ノ權利義務

第九條 本組合員ハ規定ノ會費ヲ前納スルノ義務ヲ有ス

第十條 本組合員ハ本組合ノ規約及決議ヲ尊重スルノ義務ヲ有ス

第十一條 本組合員ハ第六條ニ規定スル諸事業ノ特典ヲ受クル權利ヲ有ス

第十二條 本組合員ハ本組合役員タルノ權利義務ヲ有ス

第十三條 本組合員ニシテ本組合ノ規約及決議ニ違反シ若クハ本組